

浜松市水道工事共通仕様書 第14回改訂 新旧対照表

ページ

1

(旧：令和5年7月版)

1-1-2 用語の定義

土木工事共通仕様書（第1編 1-1-2 用語の定義）の規定によるもののほか、水道工事共通仕様書で使用する用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

配水管工：「浜松市における配水管工に関する要綱」により資格審査を受け、配水管工有資格者として登録された者をいう。

(追記)

(新：令和6年8月版)

1-1-2 用語の定義

土木工事共通仕様書（第1編 1-1-2 用語の定義）の規定によるもののほか、水道工事共通仕様書で使用する用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

配水管工：「浜松市における配水管工に関する要綱」により資格審査を受け、配水管工有資格者として登録された者をいう。

水道技術管理者：浜松市に設置された水道法（昭和32年法律第177号）第19条に規定する水道技術管理者をいう。不在の課においては水道技術管理補助者を以って、各条文を読み替えるものとする。

水道技術管理補助者：「浜松市上下水道部水道技術管理者の職務等に関する規程」に規定する水道技術管理補助者をいう。

1

1-1-3 施工計画書

受注者は、施工計画書について、土木工事共通仕様書（第1編 1-1-4 施工計画書）の「(3)現場組織表」に配水管工、配水管工補助員、溶接工及びその他専門技術者（以下「配水管工等」という。）の配置について明記するとともに、「配水管工届」（様式2-1）及び「技能者等届」（様式2-2）に必要書類を添えて提出しなければならない。

1

1-1-3 施工計画書

受注者は、施工計画書について、土木工事共通仕様書（第1編 1-1-4 施工計画書）の「(3)現場組織表」に配水管工、(削除)、溶接工及びその他専門技術者（以下「配水管工等」という。）の配置について明記するとともに、「配水管工届」（様式2-1）及び「技能者等届」（様式2-2）に必要書類を添えて提出しなければならない。

2

〈「開削工事（水道工事）」における段階確認及び立会〉

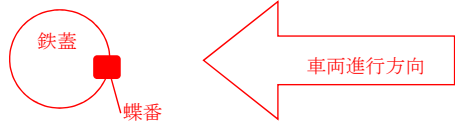
種 別	細 別		確認内容	確認時期	確認頻度	摘要
管布設工	管据付工		布設位置、土被り	完了時（埋戻前）	500mに1回	
	管接合工	DIP 接合	受口清掃状況	施工時	500mに1回	チェックシートによる
			滑材塗布状況			
			ボルト締付トルク			
			接合状況	完了時（埋戻前）		
		EF 接合	管及び融着面清掃状況	施工時	500mに1回	チェックシートによる
			融着面の切削状況			
			インジケータ隆起状況			
			冷却状況	完了時（埋戻前）		
	DIP 切断・溝切及び挿口加工		切断・溝切及び挿口加工状況	施工時	1回以上	接合要領書による
	H P E切断		切断状況	施工時	1回以上	施工マニュアルによる

〈「開削工事（水道工事）」における段階確認及び立会〉

種 別	細 別		確認内容	確認時期	確認頻度	摘要
管布設工	管据付工		(削除)、土被り	完了時（埋戻前）	500mに1回	
	管接合工	DIP 接合	受口清掃状況	施工時	500mに1回	チェックシートによる
			滑材塗布状況			
			ボルト締付トルク			
			接合状況	完了時（埋戻前）		
		EF 接合	管及び融着面清掃状況	施工時	500mに1回	チェックシートによる
			融着面の切削状況			
			インジケータ隆起状況			
			冷却状況	完了時（埋戻前）		
	DIP 切断・溝切及び挿口加工		切断・溝切及び挿口加工状況	施工時	1回以上	接合要領書による
	H P E切断		切断状況	施工時	1回以上	施工マニュアルによる

ページ	(旧：令和5年7月版)	(新：令和6年8月版)
3	1-1-8 使用人等の管理 受注者は、現場代理人、配水管工（以下「現場代理人等」という。）に、下記に基づく表示をさせなければならない。	1-1-8 現場代理人及び配水管工の管理 受注者は、現場代理人、配水管工（以下「現場代理人等」という。）に、下記に基づく表示をさせなければならない。
8	2-4-2 弁栓類・ブロック類 - 設計図書に定めのある場合を除き、部の承認品とする。 - 前項の規定にかかわらず、使用する材料が規格品及び承認品でないもので、工事を施工するうえで必要な場合は、水道技術管理者の承諾を得なければならない。ただし撤去予定のある仮設配管用材料（再利用品を含む）はその限りではない。 2-4-3 表示テープ・埋設標識シート 表示テープ及び埋設標識シートの材質、色、文字種類及び寸法は、浜松市地下埋設物件表示要領に基づくもので、監督員の承諾を受けたものとする。 2-4-4 配管用スリーブ - ダクタイル鋳鉄管用ポリエチレンスリーブ（以下「ポリエチレンスリーブ」という。）は、日本水道協会の規格品（追記）とする。 - 配水管用ポリエチレン管用ナイロンスリーブ（浸透防止用スリーブ。以下「ナイロンスリーブ」という。）は、水道工事共通仕様書（第2章 第2節 工事材料の品質）の（2）に規定する検査に合格したものとする。 2-4-5 給水装置 部の承認品とする。	2-4-2 弁栓類・ブロック類 - 設計図書に定めのある場合を除き、規格品及び承認品とする。 - 前項の規定にかかわらず、使用する材料が規格品及び承認品でないもので、工事を施工するうえで必要な場合は、水道技術管理者の承諾を得なければならない。ただし撤去予定のある仮設配管用材料（再利用品を含む）はその限りではない。 2-4-3 表示テープ・埋設標識シート 表示テープ及び埋設標識シートの材質、色、文字種類及び寸法は、浜松市地下埋設物件表示要領に基づくもので、規格品及び承認品とする。 2-4-4 配管用スリーブ - ダクタイル鋳鉄管用ポリエチレンスリーブ（以下「ポリエチレンスリーブ」という。）は、規格品及び承認品とする。 - 配水管用ポリエチレン管用ナイロンスリーブ（浸透防止用スリーブ。以下「ナイロンスリーブ」という。）は、水道工事共通仕様書（第2章 第2節 工事材料の品質）の（2）に規定する検査に合格したものとする。 2-4-5 給水装置 規格品及び承認品とする。
8	(追記)	2-4-6 耐震補強継手・既設管用継手補強材 - 規格品及び承認品とする。 - 前項の規定にかかわらず、使用する材料が規格品及び承認品でないもので、工事を施工するうえで必要な場合は、水道技術管理者の承諾を得なければならない。 - 耐震補強継手とは、主に既設配管の継手（メカニカル継手及びフランジ継手）に取付け 3 D k N以上の離脱防止性能を有する補強金具をいう。
15	3-5-5 配管用スリーブ被覆工 受注者は、配管用スリーブ（ポリエチレンスリーブ・ナイロンスリーブ）被覆について、次の事項により施工しなければならない。 (1) ポリエチレンスリーブを管外面にきっちりと巻付け、余分なポリエチレンスリーブを折りたたみ、管頂部に重ね部分がいくようにすること。	3-5-5 配管用スリーブ被覆工 受注者は、配管用スリーブ（ポリエチレンスリーブ・ナイロンスリーブ）被覆について、次の事項により施工しなければならない。 (1) ポリエチレンスリーブを管外面にきっちりと巻付け、余分なポリエチレンスリーブを折りたたみ、重ね部分が管頂部となるよう施工すること。

ページ	(旧：令和5年7月版)	(新：令和6年8月版)
15	第6節 管 接 合 工 3-6-1 一般事項 1 本節は、管接合工としてDIP接合、VP接合、SGP・SUS接合、PE接合、HPE接合その他これに類する工種について定める。 2 受注者は、使用する管の材質、継手の性質、構造及び接合要領を熟知した、配水管工（「浜松市における配水管工に関する要綱」第3条第1項各号の場合を除く。）を必ず配置し、接合作業を行わせなければならない。 3 前項により配置した配水管工がHPE管接合を行う場合は、「水道配水用ポリエチレン管配管施工講習」を受講したものでなければならない。 4 受注者は、配水管工補助員に接合作業を行わせた場合は、必ず接合状況を配水管工に点検させなければならない。 5 受注者は、あらかじめ接合方法、接合順序等の詳細について施工計画書に記載しなければならない。 6 受注者は、管接合工に先立ち、継手の付属品及び必要な器具・工具類を確認しなければならない。 7 受注者は、管接合に先立ち、挿し口部の外面、受け口部の内面、継手付属品等に付着している異物を除去しなければならない。 8 受注者は、管接合完了後、埋戻しに先立ち接合状況を再確認しなければならない。	第6節 管 接 合 工 3-6-1 一般事項 1 本節は、管接合工としてDIP接合、VP接合、SGP・SUS接合、PE接合、HPE接合その他これに類する工種について定める。 2 受注者は、使用する管の材質、継手の性質、構造及び接合要領を熟知した、配水管工（「浜松市における配水管工に関する要綱」第3条第1項各号の場合を除く。）を必ず配置し、接合作業を行わせなければならない。 3 前項により配置した配水管工にNS形継手、GX形継手のDIP接合、HPE接合を行わせる場合は、「浜松市における配水管工に関する要綱」第3条第3項に従い、該当する管種、口径において接合作業が認められた配水管工でなければならない。なお、接合作業が認められた配水管工を配置できない場合は、工事着手前に該当する管種の現場講習を開催し、接合作業を行う配水管工を受講させなければならない。 (削除) 4 受注者は、あらかじめ接合方法、接合順序等の詳細について施工計画書に記載しなければならない。 5 受注者は、管接合工に先立ち、継手の付属品及び必要な器具・工具類を確認しなければならない。 6 受注者は、管接合に先立ち、挿し口部の外面、受け口部の内面、継手付属品等に付着している異物を除去しなければならない。 7 受注者は、管接合完了後、埋戻しに先立ち接合状況を再確認しなければならない。
16	(追記) 3-6-7 その他の管の接合及び耐震補強継手取付 その他の管の接合及び耐震補強継手（メカニカル継手及びフランジ継手）は、各種管の接合及び取付け方法に準じ、接合するものとする。	3-6-7 耐震補強継手 施工方法は、製造会社が規定する最新の取付け方法によるものとする。また、大口径管継手の施工は、適切な沈下防止養生を行うこと。 3-6-8 その他の管の接合（削除） その他の管の接合（削除）は、各種管の接合及び取付け方法に準じ、接合するものとする。

ページ	(旧：令和5年7月版)	(新：令和6年8月版)
17	3-7-3 消火栓設置工 (7) 鉄蓋は、原則として蝶番の位置が車両進行方向に位置するよう設置すること。 (追記)	3-7-3 消火栓設置工 (7) 鉄蓋は、原則として蝶番の位置が車両進行方向に位置するよう設置すること。 参考図 
19	3-8-4 不断水工 受注者は、不断水工について、次の事項により施工しなければならない。 (1) 不断水工の作業のうち、分岐口径75mm以上の分岐施工について、割T字管の取付け以外は、専門の施工会社(追記)に行なわせること。	3-8-4 不断水工 受注者は、不断水工について、次の事項により施工しなければならない。 (1) 不断水工の作業のうち、分岐口径75mm以上の分岐施工について、割T字管の取付け以外は、専門の施工会社または市が指定した工事業者に行なわせること。
22	3-8-13 その他の不断水工 (追記) (1) 簡易式止水工は、専門の施工会社に行わせること。 (2) 圧着工法により樹脂管の断水を行う際は、監督員との協議により施工すること。また、施工箇所には適切な防護措置をすること。	3-8-13 簡易止水工・圧着工法 受注者は、簡易式止水工及び圧着工法について次の事項により施工しなければならない。 (1) 簡易式止水工は、専門の施工会社に行わせること。 (2) 圧着工法により樹脂管の断水を行う際は、監督員との協議により施工すること。また、施工箇所には適切な防護措置をすること。
35	4-3-10 立坑設備工 受注者は、立坑内には、仮設階段、昇降設備、転落防止用ネット等の安全施設及び必要に応じて天井クレーン等を設置し、また、昇降に際しては、安全带(安全衛生規則に対応)、セーフティブロック等を使用して転落防止に努めなければならない。	4-3-10 立坑設備工 受注者は、立坑内には、仮設階段、昇降設備、転落防止用ネット等の安全施設及び必要に応じて天井クレーン等を設置し、また、昇降に際しては、墜落制止用器具(労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則に対応したもの。)、セーフティブロック等を使用して転落防止に努めなければならない。

(单位:亩)

編	工 種	規 定 値	入 格 値	測 定 方 法	注 意 事 項
管ノ設工	左設位置	W	±50		各種工所線、施工延々40mにつき1箇所、延々40m以下のものは、局線毎に1箇所
		h2	-30		
		h1	-50		
		h	-100		
		h	-100		
	右設位置	W	±50		各種工所線、施工延々40mにつき1箇所、延々40m以下のものは、局線毎に1箇所
		h2	-30		
		h1	-50		
		h	-100		
		h	-100		
管ノ設工	左設位置	W	±50		各種工所線、施工延々40mにつき1箇所、延々40m以下のものは、局線毎に1箇所
		h2	-30		
		h1	-50		
		h	-100		
		h	-100		
	右設位置	W	±50		各種工所線、施工延々40mにつき1箇所、延々40m以下のものは、局線毎に1箇所
		h2	-30		
		h1	-50		
		h	-100		
		h	-100		

(单位mm)

[illegible]

品質管理基準及び規格値

区分	種別	設備区分	設備項目	設備名称	試験項目	試験基準	備考
水質管理基準	設備区分	設備項目	設備名称	設備項目	設備名称	設備項目	設備項目
水質管理基準	設備区分	設備項目	設備名称	設備項目	設備名称	設備項目	設備項目
水質管理基準	設備区分	設備項目	設備名称	設備項目	設備名称	設備項目	設備項目

(旧：令和5年7月版)

品質管理基準及び規格値

区分	種別	設備区分	設備項目	設備名称	試験項目	試験基準	備考
水質管理基準	設備区分	設備項目	設備名称	設備項目	設備名称	設備項目	設備項目
水質管理基準	設備区分	設備項目	設備名称	設備項目	設備名称	設備項目	設備項目
水質管理基準	設備区分	設備項目	設備名称	設備項目	設備名称	設備項目	設備項目

(新：令和6年8月版)

50

※複写厳禁

切替番号	氏 名	住 所	基本コード	切替方法	接続位置	口径	備考
1	〇〇 〇〇	中区住吉五丁目123	1234567	道路接続	官民境より○m	20	
2	〇〇 〇〇	中区住吉五丁目124	1212121	道路接続	官民境より○m	40	
3	〇〇 〇〇	中区住吉五丁目125	1231231	年内切替		30	

※複写厳禁

切替番号	設置場所等	基本コード	切替方法	確認位置	口径	備考
1	○丁目0001-0001	1234567	道路横線	市民機より○m	20	
2	○丁目0001-0002	1212121	道路横線	市民機より○m	46	
3	○丁目0001-0003	1231231	宅内設置		30	

53

施 工 量							
名 称	形状	単位	占用更新物件		占用廃止物件		
			新設数量	残置(休止)	残置(充填処理)	残置(管末処理)	撤去
配水管布設工	DNS φ500	m	(500.0) 495.0				
	D1P φ500	m		310.0			
配水管布設工	DGX φ100	m	(100.0) 95.0				
	DA φ100	m					95.0
配水管布設工	HPE φ50	m	(100.0) 95.0				
	VWP φ40	m					95.0
仕切弁設置工	φ500	箇所	1		1		
仕切弁設置工	φ100	箇所	2				3
仕切弁設置工	φ 50	箇所	2				2
25 15 10 20 20 20 20 20 150							

施 工 量							
名 称	形状	单位	占用更新物件		占用废止物件		
			新設数量	残置 (休止)	废弃 (免填处理)	残置 (留束处理)	撤去
配水管布設工	D6x φ200	m	(400.0) 385.0				
	D1P φ200	m		290.0			
	HPE φ50	m	(120.0) 115.0				
	VVP φ40	m					65.0
仕切井設置工	φ200	箇所	1		1		
	φ 50	箇所	2				
	φ 40	箇所					2
空氣井設置工	φ200	箇所	2				2
消火栓設置工	φ200	箇所	2				2
25	15	10	20	20	20	20	20
150							

ページ

58

(旧：令和5年7月版)

(新：令和6年8月版)

(3) 直管・異形管・接合部品

種別	名称	記号
直管	直管	
	直管（連続）	
異形管	三受十字管	
	二受T字管	
	受挿し片落管	
	挿し受片落管	
	曲管a°	
	乙字管	
	仕切弁副管A1号	
	仕切弁副管A2号	
	F付I字管	
	うず巻式F付I字管	
	排水I字管	
	継ぎ輪	
	短管1号	
	短管2号	
	帽	
	フランジ短管	
	両受短管	(注1)
	接合部品	(追記)
押輪		(注1)
G-Link		(注1)
P-Link		(注1)
(追記)		(追記)
切管用挿しロリング		(注3)

(4) 弁栓類・特殊管

種別	名称	記号
弁栓類	メカニカル栓	
	仕切弁	
	ソール仕切弁	
	バタフライ弁	
	補修弁	
	ストップバルブ	
	簡易仕切弁	
	緊急遮断弁	
	単口消火栓	
	空気弁付消火栓	
	空気弁（単口急速）	
	空気弁（排水機能付）	
特殊管	減圧弁	
	割T字管（フランジ形）	
	井付割T字管	
	特殊分岐管	
	伸縮可とう管	(注2)
	異種管継手	
	耐震型特殊T字管	(分岐の位置 中継点)
	継手補強金具AK形(追記)	(追記)
	フランジ補強金具(追記)	(追記)
	接合部品	(追記)
(追記)		(追記)
簡易式止水利		
圧着防護		

継手の形状は、別紙「継手の形式」に準ずること。
※注1 両受短管及び接合部品は、GX形のみに適用する。
※注2 伸縮可とう管は、「偏心量及び沈下量」を記入すること。
※注3 GX形φ350mm以上に限る。

(3) 直管・異形管・接合部品

種別	名称	記号
直管	直管	
	直管（連続）	
異形管	三受十字管	
	二受T字管	
	受挿し片落管	
	挿し受片落管	
	曲管a°	
	乙字管	
	仕切弁副管A1号	
	仕切弁副管A2号	
	F付T字管	
	うず巻式F付T字管	
	排水I字管	
	継ぎ輪	
	短管1号	
	短管2号	
	帽	
	フランジ短管	
	両受短管	(注1)
	接合部品	特殊押輪（K形等）
押輪		(注1)
G-Link		(注1)
P-Link		(注1)
特殊押輪（GX形）		(注3)
切管用挿しロリング		

(4) 弁栓類・特殊管

種別	名称	記号
弁栓類	メカニカル栓	
	仕切弁	
	ソール仕切弁	
	バタフライ弁	
	補修弁	
	ストップバルブ	
	簡易仕切弁	
	緊急遮断弁	
	単口消火栓	
	空気弁付消火栓	
	空気弁（単口急速）	
	空気弁（排水機能付）	
特殊管	減圧弁	
	割T字管（フランジ形）	
	井付割T字管	
	特殊分岐管	
	伸縮可とう管	(注2)
	異種管継手	
	耐震型特殊T字管	(分岐の位置 中継点)
	継手補強金具AK形(3DKN)	(3DKN)
	フランジ補強金具(3DKN)	(3DKN)
	離脱防止金具・補強割金具	
特殊割押輪		
接合部品	簡易式止水利	
	圧着防護	

継手の形状は、別紙「継手の形式」に準ずること。
※注1 両受短管及び接合部品は、GX形のみに適用する。
※注2 伸縮可とう管は、「偏心量及び沈下量」を記入すること。
※注3 GX形φ350mm以上に限る。

ページ

60

(旧：令和5年7月版)

[表 III－8] 表示記号（給水切替記号）

名称	記号	名称	記号
サドル分水栓		PEビニル管用	
不断水分岐		ガイドナット	
ブッシング、コア入れ	(追記)	鋼管用ユニオン	
PEメーター用		分水栓用ブッシング (追記)	(追記)
PE分水栓用 90°		ビニル管	V P
〃 60°		鋼管	S P
PEエルボ 90°		ライニング鋼管	V L P
〃 60°		LAカップリング	
PEソケット		LAエルボ	
PE径違いソケット		六角ニップル	
PEチーズ		(ビニル管)ソケット	
PEオス		(ビニル管)エルボ	
PEメス		(ビニル管)径違いソケット	
一文字止水栓			
メーター伸縮止水栓			
〃			
ストップバルブ			
仕切弁型止水栓			
メーター			

(新：令和6年8月版)

[表 III－8] 表示記号（給水切替記号）

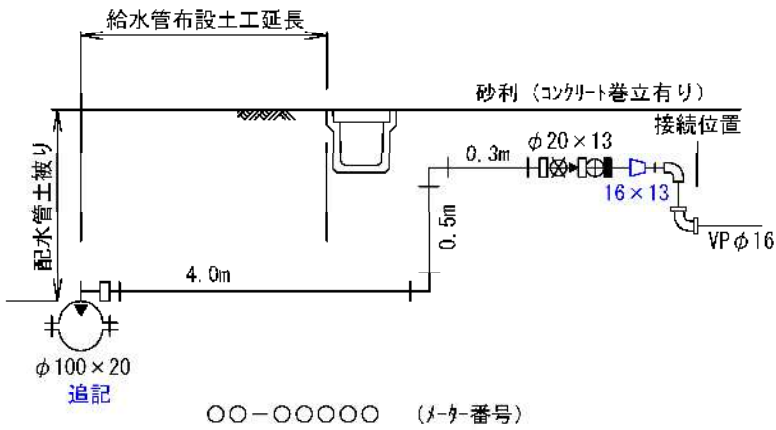
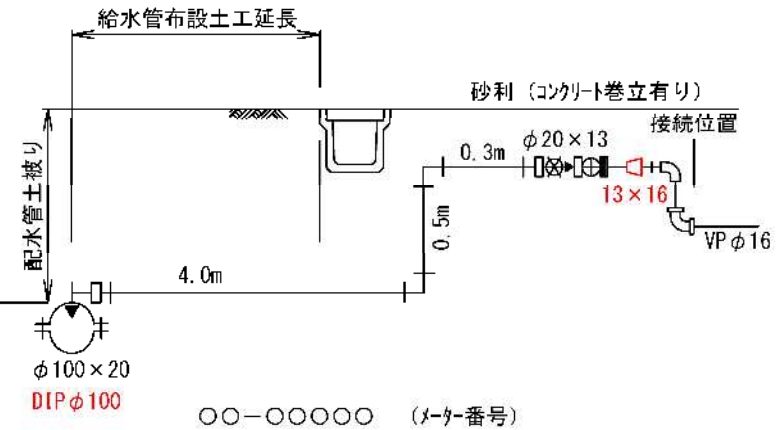
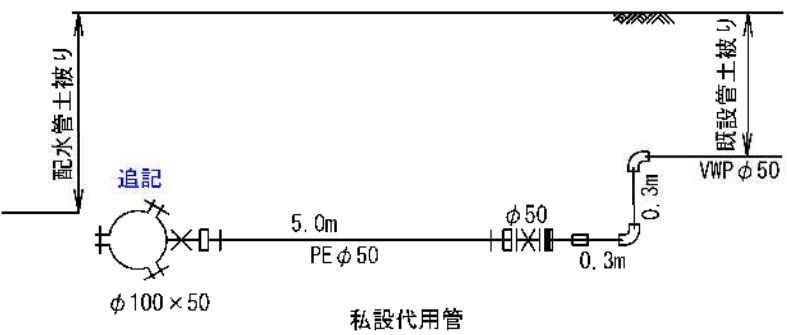
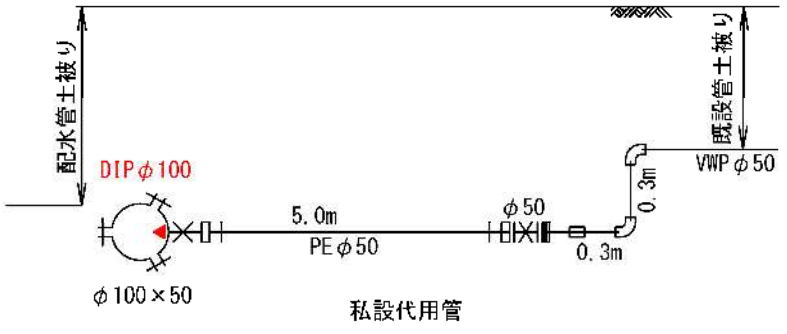
名称	記号	名称	記号
サドル分水栓		PEビニル管用	
不断水分岐		ガイドナット	
ブッシング、コア入れ		鋼管用ユニオン	
PEメーター用		分水栓用ブッシング、コア	
PE分水栓用 90°		ビニル管	V P
〃 60°		鋼管	S P
PEエルボ 90°		ライニング鋼管	V L P
〃 60°		LAカップリング	
PEソケット		LAエルボ	
PE径違いソケット		六角ニップル	
PEチーズ		(ビニル管)ソケット	
PEオス		(ビニル管)エルボ	
PEメス		(ビニル管)径違いソケット	
一文字止水栓			
メーター伸縮止水栓			
〃			
ストップバルブ			
仕切弁型止水栓			
メーター			

給水切替(取替)台帳

[illegible]

給水切替(取替)台帳

[illegible]

ページ	(旧：令和5年7月版)	(新：令和6年8月版)
67		
68		

ページ 75	(旧：令和5年7月版)		(新：令和6年8月版)																																																																															
	水道工事共通仕様書(第3章第8節3-8-11,12)様式4		水道工事共通仕様書(第3章第8節3-8-11、12)様式4																																																																															
	(起案用)		(起案用)																																																																															
	自記圧試験・洗管水水質検査結果報告書		自記圧試験・洗管水水質検査結果報告書																																																																															
	<table><tr><td>工事番号</td><td></td><td>工事名称</td><td></td></tr><tr><td>着手</td><td></td><td>工事箇所</td><td></td></tr><tr><td>完成</td><td></td><td>請負代金額</td><td></td></tr></table>		工事番号		工事名称		着手		工事箇所		完成		請負代金額		<table><tr><td>工事番号</td><td></td><td>工事名称</td><td></td></tr><tr><td>着手</td><td></td><td>工事箇所</td><td></td></tr><tr><td>完成</td><td></td><td>請負代金額</td><td></td></tr></table>		工事番号		工事名称		着手		工事箇所		完成		請負代金額																																																							
	工事番号		工事名称																																																																															
	着手		工事箇所																																																																															
	完成		請負代金額																																																																															
	工事番号		工事名称																																																																															
	着手		工事箇所																																																																															
完成		請負代金額																																																																																
年 月 日		年 月 日																																																																																
水道工事共通仕様書第3章第8節3-8-11,12に基づき検査を実施したので、下記結果のとおり報告します。		水道工事共通仕様書第3章第8節3-8-11,12に基づき検査を実施したので、下記結果のとおり報告します。																																																																																
受注者 _____ 現場代理人 _____		受注者 _____ 現場代理人 _____																																																																																
記		記																																																																																
(自記圧試験) ※試験数が多い場合は、別紙に記入すること。		(自記圧試験) ※試験数が多い場合は、別紙に記入すること。																																																																																
<table><tr><th rowspan="2">工区</th><th rowspan="2">区間</th><th colspan="4">試験結果</th></tr><tr><th>開始日時</th><th>測定値</th><th>終了日時</th><th>測定値</th></tr><tr><td></td><td>～</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>～</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>～</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>		工区	区間	試験結果				開始日時	測定値	終了日時	測定値		～						～						～					<table><tr><th rowspan="2">工区</th><th rowspan="2">区間</th><th colspan="4">試験結果</th></tr><tr><th>開始日時</th><th>測定値</th><th>終了日時</th><th>測定値</th></tr><tr><td></td><td>～</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>～</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>～</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>		工区	区間	試験結果				開始日時	測定値	終了日時	測定値		～						～						～																											
工区	区間			試験結果																																																																														
		開始日時	測定値	終了日時	測定値																																																																													
	～																																																																																	
	～																																																																																	
	～																																																																																	
工区	区間	試験結果																																																																																
		開始日時	測定値	終了日時	測定値																																																																													
	～																																																																																	
	～																																																																																	
	～																																																																																	
(水質検査) ※試験数が多い場合は、別紙に記入すること。		(水質検査) ※試験数が多い場合は、別紙に記入すること。																																																																																
<table><tr><th rowspan="3">工区</th><th rowspan="3">区間</th><th colspan="5">検査結果</th></tr><tr><th rowspan="2">浄水課受付日</th><th>pH</th><th>色度</th><th>濁度</th><th>臭気</th><th>残留塩素</th></tr><tr><th>5.8～8.6</th><th>1以下</th><th>0.4以下</th><th>異常でないこと</th><th>0.1以上</th></tr><tr><td></td><td>～</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>～</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>～</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>		工区	区間	検査結果					浄水課受付日	pH	色度	濁度	臭気	残留塩素	5.8～8.6	1以下	0.4以下	異常でないこと	0.1以上		～							～							～						<table><tr><th rowspan="3">工区</th><th rowspan="3">区間</th><th colspan="6">検査結果</th></tr><tr><th rowspan="2">浄水課受付日</th><th>pH</th><th>色度</th><th>濁度</th><th>臭気</th><th>残留塩素</th></tr><tr><th>5.8～8.6</th><th>1以下</th><th>0.4以下</th><th>異常でないこと</th><th>0.1以上</th></tr><tr><td></td><td>～</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>～</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>～</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>		工区	区間	検査結果						浄水課受付日	pH	色度	濁度	臭気	残留塩素	5.8～8.6	1以下	0.4以下	異常でないこと	0.1以上		～							～							～					
工区	区間			検査結果																																																																														
				浄水課受付日	pH	色度	濁度	臭気	残留塩素																																																																									
		5.8～8.6	1以下		0.4以下	異常でないこと	0.1以上																																																																											
	～																																																																																	
	～																																																																																	
	～																																																																																	
工区	区間	検査結果																																																																																
		浄水課受付日	pH	色度	濁度	臭気	残留塩素																																																																											
			5.8～8.6	1以下	0.4以下	異常でないこと	0.1以上																																																																											
	～																																																																																	
	～																																																																																	
	～																																																																																	
(追記)		(追記)																																																																																
総括または主任監督員所見(水道法第12条第2項に係る水道の布設工事監督者の資格を有する者)		総括または主任監督員所見(水道法第12条第2項に係る水道の布設工事監督者の資格を有する者)																																																																																
上記について受理する。		上記について受理する。																																																																																
年 月 日		年 月 日																																																																																
<table><tr><td>総括監督員</td><td>主任監督員</td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>		総括監督員	主任監督員			<table><tr><td>総括監督員</td><td>主任監督員</td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>		総括監督員	主任監督員																																																																									
総括監督員	主任監督員																																																																																	
総括監督員	主任監督員																																																																																	
担当監督員 _____ ㊞		担当監督員 _____ ㊞																																																																																
上記報告について、水道法第13条第1項に 準じる 検査結果が適正であることを確認しました。		上記報告について、水道法第13条第1項に 準じる 検査結果が適正であることを確認しました。																																																																																
[確 認 日] _____ 年 月 日		[確 認 日] _____ 年 月 日																																																																																
[確 認 者] 水道技術管理者 (追記) _____ ㊞		[確 認 者] 水道技術管理者 (水道技術管理補助者) _____ ㊞																																																																																